

監査公表第 2 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき実施した、財政援助団体にかかる監査の結果を同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成 22 年 2 月 16 日

敦賀市監査委員 安 久 彰
同 橋 本 幸 夫

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の実施日及び場所

平成22年 1 月 28日 (木)

学校法人敦賀学園 敦賀短期大学内会議室

2 監査の対象

平成20年度敦賀短期大学教育振興補助金

補助金等交付額 150,000,000円

主管課 企画政策部 政策推進課

3 監査の方法

予め学校法人敦賀学園及び主管課から、補助金の交付に関する一連の調書、予算決算書、その他関係諸帳簿の提出を求め審査すると共に、学校法人敦賀学園及び政策推進課職員の説明を聴取して、補助事業が目的達成のため適正に執行されているか確認を行った。

4 監査の結果

経費削減等の自助努力が認められるが、決算書に当初の予算書（補助事業計画書）になかった資金運用支出（修繕引当金）として2千万円の支出があり、議会、行政に修繕引当特定預金への積立に係る説明をすべきであった。また、放送大学受講生に対しての奨学金の支出には学内規定を設けるべきである。

さらに、固定資産台帳に補助事業により取得した備品の記載がなかったが、現物確認を行った結果、適正に保管、管理されていた。

なお、出納その他の事務の執行については、おおむね適正に執行されているものと認められた。